

食 衛 第 2 6 1 号
令和2年(2020年)5月26日

一般社団法人北海道ビルメンテナンス協会会長 様

北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた北海道における取組（令和2年5月25日）について

本道の生活衛生行政の推進につきましては、日頃から特段の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このことについて、別紙により貴会会員へ周知していただきますよう、よろしくお願いします。

○ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための緊急事態措置（令和2年5月22日改訂版）」からの主な変更点

- ・ 基本的に取り組内容の変更なし（休止要請対象施設も変更なし）
- ・ 5月25日付で国の緊急事態宣言が解除されたことを受け、根拠法令（特措法等）の条項を変更又は削除
- ・ 外出自粛を「強く要請」から「不要不急の外出自粛について要請」に変更するなど、表現の緩和

環境衛生係
電話：011-204-5260